

不登校離職を防止するための職場からのサポートについての協力要請

平素より、労働行政および教育行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高知県における1,000人当たりの不登校児童生徒数は近年増加傾向にあります。特に小学校低学年では、子どもが安心して過ごせる環境を確保するために家庭での支援が必要となります。不登校が長期化した際には、働き方の見直しを余儀なくされるケースも指摘されており、企業にとっても貴重な人材を失うなど経営面での影響が生じてきます。

こうした状況を受け、県では、保護者に向けた相談窓口の設置や講演会の開催、保護者同士の交流機会の創出など、保護者を支える体制の充実に取り組んでおります。

一方、不登校対策は社会全体で連携した取り組みが求められることから、従業員が不登校の子どもをケアしながら働き続けるためには、職場からのサポートという視点も重要となってまいります。

つきましては、下記の事項について、貴団体におかれましても会員企業の皆様への周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 不登校などに関する相談窓口

- (1) 高知県心の教育センター (tel:088-821-9909、Email:kodomo24@g.kochinet.ed.jp)

※電話、メール、来所相談に対応しています。

- (2) 24時間子どもSOSダイヤル (tel:0120-0-78310)

お子さんが不登校になった保護者の方が、様々な悩みを相談できる相談窓口を設置し、専門家による相談支援や支援に関する情報提供に取り組んでいます。

- (3) 親子のための相談LINE (<https://page.line.me/778asdia>)

子育てに対する不安や家族関係の悩みなど、子どもに関わる保護者の方や子どもからの相談を受け付けています。

2 企業における不登校離職を防止するための対応

- (1) 介護休業、休暇制度等の利用

不登校児童生徒が育児・介護休業法に定める「常時介護を要する状態」に該当し、保護者が「対象家族」である場合は、介護休業、休暇制度等が利用可能です。

- (2) 企業のモデル的な取り組み

不登校への対応を含め、従業員の多様なニーズに応じた福利厚生制度を導入している企業もあります。

ア) ライフサポート休業制度…子どもの不登校などに対応し、最長2年間の休業および3年間の短時間勤務適用可能

イ) フレックス勤務・テレワーク勤務…利用事由や子どもの年齢を問わず柔軟に活用可能

3 県の支援制度

- (1) 高知県登録働き方改革コンサルタント

不登校児童生徒の保護者支援に資する福利厚生制度の導入等について、専門的なアドバイスを受けることができます。

- (2) 高知県所得向上総合補助金

上記3(1)のコンサルタントによるアドバイスに必要な費用も対象とした補助制度です。

令和8年3月23日

高知県中小企業団体中央会 会長 久松 朋水 様

高知県知事 濱田 省司



高知県教育長 今城 純子

